

SOFTIC知財ゼミ第8回

平成25年(ネ)第10089号

著作権侵害差止等請求控訴事件

原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第33525号

自炊代行事件

平成27年2月26日

発表者：重村瑞唯・中村幸子

(前半発表者：中村幸子)

発表の内容

1. 事件の概要
2. 地裁判決の内容
3. 高裁判決の内容
4. 自炊代行事件を取り巻く諸問題
5. 関係者の抱える問題
 - ①自炊利用者 ②自炊サービス業者
 - ③作家・マンガ家(著作権者) ④出版社
 - ⑤スキャナー(電子機器)メーカー

1-1. 事件の概要 自炊代行とは ドライバレッジのサービス「スキャポン」の概要

利用者



申込

指定住所に
書籍の送付



自炊代行業者

書籍の裁断

スキャナ読み取り

スジノイズ検知、縦横サイズが異なるものの検知、
目視による検品
画像編集ソフトによる修正

PDFファイルのファイル名入力

サーバーにアップロード

希望により電子ファイルを
収録したDVDを配送

スキャン料金
1冊200円

裁断書籍
は廃棄

本の置き場所を減らせる
好きな端末で読める
検索が容易



PDF

ダウンロード

出版社等は、
裁断本の転
売・電子ファ
イルが出回
ることを危惧

1-2. 事件の概要(提訴前)

2011年9月5日付 質問状を送付・警告

出版社	講談社
	角川書店
	集英社
	小学館
	光文社
	新潮社
	文藝春秋
作家・漫画家ら122人	

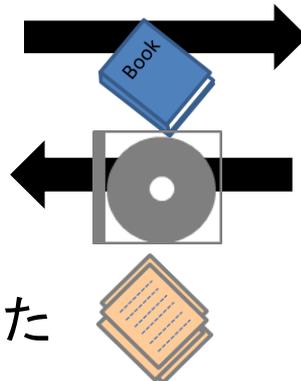


質問1: 今後も自炊代行サービスを継続するか?
質問2(1) 依頼者が実際に私的利用を目的としているかどうかの確認方法
質問2(2) 法人からの発注に依拠しているか?

自炊代行業者
約100社

回答しない会社、
スキャン事業を行わないと
回答した後、スキャン事業
継続する会社などがいた。

試験的な発注



裁断本の返却もあった

ドライバレッジ等

納品

警告された122人の書籍は取り扱わない旨、ウェブ上に表示していたが、実際は納品した。

1-3. 事件の概要(提訴)

2011年12月

原告 被告 東京地裁 知財高裁 最高裁

作家・漫画家等	浅田次郎
	大沢在昌
	永井豪
	林真理子
	東野圭吾
	弘兼憲史
	武論尊



自炊代行業者7社	(株)Muiti Cast	原告の請求を「認諾」訴訟終結、業務を停止		
	(株)ユープランニング			
	(株)タイムズ	2013/10/30 東京地裁判決		
	(株)ビー・トゥ・システムズ			
	(有)ジャカレ・アセット・マネジメント			
	(株)サンドリーム	2013/9/30 東京地裁判決	2014/10/22 知財高裁判決	
	(有)ドライバレッジジャパン			

1社だけ控訴

2件とも原告勝訴

2014/10/22
知財高裁判決

最高裁上告中

現在

2-1. 地裁判決(争点まとめ)

平成24年(ワ)第33525号 著作権侵害差止等請求事件
(平成25年9月30日 東京地裁判決)

(1)争点1	著作権法112条1項に基づく差止請求の成否
1-1	ア)法人被告らが著作権を侵害するおそれがあるか
1-2	イ)法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助といえるか
1-3	ウ)差止請求が権利濫用に当たるか
(2)争点2	不法行為に基づく損害賠償請求の成否
(3)争点3	損害額

重要な争点は、以下の2つ

争点1-1の中の「複製の主体は誰か」?

争点1-2の私的使用のための複製の補助として適法か?

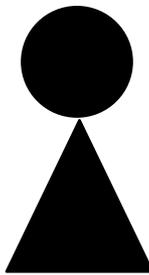
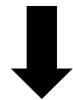
2-2. 地裁判決(主体論と30条1項適用の関係)

利用者

自炊代
行業者



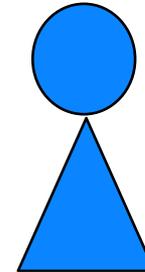
私的使用のための
複製でないので、30
条1項不適用



主体



複製
侵害



主体



複製
非侵害

私的使用の
ための複製
であれば、30
条1項適用
* 参考資料②③



* 参考資料①

2-3. 地裁(争点1-1 侵害するおそれ)

争点1-1 ア)法人被告らが著作権を侵害するおそれがあるか

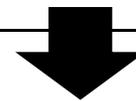
原告	被告(ドライバレッジ)	裁判所
著者, タイトル, ジャンル, 出版社等のいかに関わらず注文を受け付けている。	サービスを許容しない作家の作品については、複製を実施しない方針。	被告らは, 現在において, スキャン事業を行っている。
原告らがわが国を代表する著名な作家であるから, 書籍には原告作品が多数含まれている蓋然性が高い。		
質問状の送付・警告→ドライバレッジはスキャン事業を行わないという回答後、スキャン事業継続。		
被告らへの試験的な発注→納品あり。	チェック漏れである。納品数と比較すると多数ではない。	PDFファイルを収録したUSBメモリ/DVDを納品した。



侵害するおそれ、あり

2-4. 地裁(争点1-1 複製と数の増加)

原告	被告(ドライバレッジ)	裁判所
<p>「数の増加が必要」は独自の見解に過ぎない。 「経済的損害はない」は正しくない。 ユーザが自己使用するかどうかは証明されていない。 スキャンした電子データは質的に異なる媒体であるから当初の価格設定が異なる。 事後的な複製物の大量増加及び転々流通のおそれがある。</p>	<p>「複製」といえるためには、数を増加させることが必要。 増加しない場合、著作者の経済的利益を害さない。 裁断本は廃棄している。 ↓ 「複製」は存在していない。</p> <p>著作権者に実害がないので、実質論から複製を否定</p>	<p>著作権法上の「複製」は、有形的再製それ自体をいう。</p> <p>有形的再製後の著作物及び複製物の個数によって複製の有無が左右されるものではない</p>



複製と「数の増加」は関係ない

2-5. 地裁(争点1-1 主体：裁判所の判断)

裁判所の判断「複製の主体」

複製の実現における**枢要な行為**をした者は誰かという見地から検討するのが相当であり、枢要な行為及びその主体については、個々の事案において、複製の対象、方法、複製物への関与の内容、程度等の**諸要素を考慮**して判断するのが相当である。
(ロクラクⅡ最高裁判決 * 参考資料④を引用)

電子ファイル化の作業が複製における枢要な行為

枢要な行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。

法人被告らを複製の主体と認めるのが相当である。



複製の主体は、被告

2-6. 地裁(争点1-2 30条1項の適用)

争点1-2 イ)法人被告らのスキニングが私的使用のための複製の補助といえるか

原告	被告(ドライバレッジ)	裁判所
<p>ユーザーの発注目的など被告らには把握できていないはず。</p> <p>法人被告らは、複製にかかる一連の作業のすべてを実行。法人被告らは、独立した事業者として、自らサービス内容を決定し、インターネット上で宣伝広告を行うことにより利用者を誘引し、法人被告らに注文した不特定多数の利用者から対価を得ている。</p> <p>利用者は、スキャン等の複製に関する作業に関わることは一切ない。</p>	<p>「使用する者が複製する」とは、使用者自身が物理的に自ら複製する場合だけでなく、「補助者による複製」をも含むべき。</p> <p>主体性の判断の際には、物理的な行為を行う者ではなく、「複製」に向けての因果の流れを開始し支配している者が「複製」の「主体」と判断されるべき。</p> <p>「複製の自由」が書籍の所有権に由来するものであることに照らし、書籍の所有者が複製の主体。</p> <p>電子データ及び裁断本の販売も行っていない。</p> <p>顧客は、医者・弁護士等の専門家であり、当該専門家の情報へのアクセスを容易にするため専門書の電子化を図ることは社会的に有用。</p>	<p>法人被告らは利用者の手足として利用者の管理下で複製しているとみることはできない。</p> <p>有形的再製の中核をなす電子ファイル化の作業は法人被告らの管理下にあるとみられるのであって、複製における重要な行為を法人被告らが行っているとするのが相当。</p> <p>複製の主体は事業者であるとされているのであるから、著作権法30条1項は、の適用が問題となるものではない。</p>

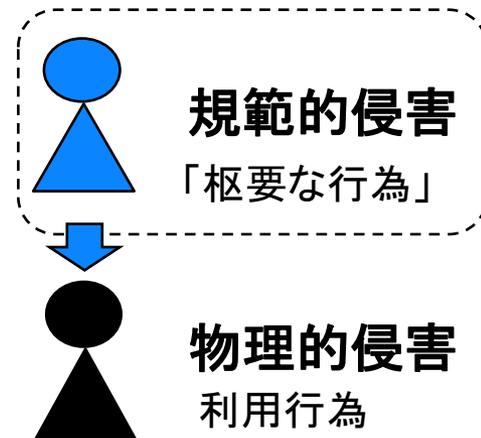


複製の主体が事業者なので、30条1項の適用の可否は論じる必要なし。「手足」は否定

2-7. 地裁判決に対する意見

(ロクラク最高裁判決は、)「物理的にみれば複製といえない行為を複製の実現における「枢要な行為」であるとしたのに対し、本件で自炊代行業者が行っているのは、電子ファイル化作業という、物理的にみても複製と評価できる行為なのであって、「枢要な行為」という概念をあえて持ち出す必要があったのか疑問がある。」

(池村聡 弁護士)*参考文献1



「利用行為の主体論とは別個の法理である私的複製による著作権の制限を規定する30条1項の適否が問題となる以上、利用行為の主体論だけで最終判断をしたり、利用行為主体論の判断をそのまま援用するのではなく、30条1項の趣旨に則した判断をなす必要があるというべきである。」

(田村善之 教授)*参考文献2

3.1 高裁(争点まとめ)

平成25年(ネ)第10089号 著作権侵害差止等請求控訴事件
(平成26年10月22日 知財高裁判決)

(1)争点1	著作権法112条1項に基づく差止請求の成否
1-1	ア)控訴人ドライバレッジによる複製行為の有無
1-2	イ)著作権法30条1項の適用の可否
1-3	ウ)差止めの必要性
(2)争点2	不法行為に基づく損害賠償請求の成否及び損害額

3-1 高裁(争点1-1 主体:控訴人/被控訴人の主張)

争点1-1 ア)控訴人ドライバレッジによる複製行為の有無

被控訴人	控訴人(ドライバレッジ)
<p>「枢要な行為」議論は、「物理的, 自然的な観察」のみでは侵害行為の主体と認定し難い者について, 規範的判断により侵害主体性を肯定した事例に関するもの書籍を選択, 購入, 送付しても, それだけで自動的に複製は生じない。</p>	<p>「特定の」書籍の取得及び送付こそが, 書籍の電子ファイル化にとって「不可欠の前提行為」であり「枢要な行為」複製の実現につき「枢要な行為」をしているのは利用者</p>
<p>利用者は、控訴人の複製行為に何の関与もせず、控訴人の複製行為を管理・支配していない。</p>	<p>仮に控訴人が「枢要な行為」をしているとしても、控訴人は、利用者の手足であるから、行為主体性が阻却される。</p>
<p>複製後のデータ納品方法の選択が、それより前の段階における複製行為の管理支配性に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>利用者が書籍の電子ファイル化を管理。控訴人は、電子ファイル化した書籍を廃棄処分。電子化ファイルに利用者の情報を入力して、データが流通, 転用されても, 責任を容易に追及できるようにしている。</p>
<p>媒介物変換という名の複製行為そのものであり, そのことは複製物の数の増減や, 複製後に書籍を廃棄したか否かにより, その評価が異なるものではない。</p>	<p>出版社と印刷業者との関係と同じ。出版社の役割が法的には複製行為の主体。</p>
<p>控訴人は、独立した事業者。営利を目的として, 自らサービス内容を決定, ……宣伝広告を行うことにより不特定多数の一般顧客である利用者を誘引し, 注文した利用者から対価を得て, ……利用者に納品する事業を行っている。</p>	<p>利用者は、利用者自ら書籍を電子ファイル化することが可能。</p>

「**枢要な行為**」論を批判

「**枢要な行為**」=書籍の取得・送付

3-2 高裁(争点1-1 主体:裁判所の判断)

争点1-1 ア)控訴人ドライバレッジによる複製行為の有無

(1)複製行為の主体

「複製」とは、著作物を「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」である(同法2条1項15号)。複製行為の主体とは、複製の意思をもって自ら複製行為を行う者をいうと解される。

スキャナーで読み込み電子ファイル化する行為が、本件サービスにおいて著作物である書籍について有形的再製をする行為、すなわち「複製」行為に当たる。この行為は、本件サービスを運営する控訴人ドライバレッジのみが専ら業務として行っており、利用者は同行為には全く関与していない。

利用者が複製される書籍を取得し、控訴人ドライバレッジに電子ファイル化を注文して書籍を送付しているからといって、**独立した事業者として、複製の意思をもって自ら複製行為をしている控訴人ドライバレッジの複製行為の主体性が失われるものではない。**



「枢要な行為」による認定ではなく、「複製の意思をもって自ら複製行為を行う者」の認定によって、主体は被告

3-3 高裁(争点1-2 30条1項の適用:控訴人/被控訴人の主張)

争点1-2 イ)著作権法30条1項の適用の可否

被控訴人	控訴人(ドライバレッジ)
複製行為の主体であることと、単なる手足にすぎないこととは両立しない。	利用者と控訴人は共同主体。使用者の手足による複製であり、使用者自身による複製と法的に評価。
<p>(著作権法30条1項の趣旨)家庭のような閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容するもの、外部の者を介入させる複製を認めないという趣旨</p> <p>私的使用目的でさえあれば、私的複製の抗弁が成立するなら、「その使用する者が複製することができる」と規定した意味が没却される。 「その使用する者」自身が複製することを要し、複製物の最終的な使用者が私的使用を目的としていることでは足りない。</p>	<p>(著作権法30条1項の趣旨)利用者の私的領域内における自由な行為を実現するもの。</p> <p>使用者本人が複製するか否かを決定しているかが肝要、物理的に複製をする者が誰かは重要ではない。</p> <p>書籍は廃棄され、同一書籍から複数回の複製がされることはなく、大量複製を誘発しない、本件サービスは零細な事業であり、著作権者に経済的な不利益を与えない。</p>
<p>コピー業者に複製を委託するのではなく、自ら複製を行う場合であっても、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、同条項1号により、原則として権利制限が及ばない</p>	<p>コピー業者への複製依頼であっても、大量複製を行わない業者や、著作権者に甚大な影響を与えないような場合には私的複製に当たるものと解すべき。</p>
<p>「その使用する者が複製する」の趣旨は、外部の者を介入させないこと</p>	<p>私的領域における自由の範囲が拡大し、著作物の利用、使用方法の多様性、容易性、表現の多様性に溢れる昨今において、「その使用する者」を、使用者本人だけと解するのはあまりに硬直的すぎる。</p>

趣旨は、大量複製をせず、経済的利益を与えないこと

3-3 高裁(争点1-2 30条1項の適用:裁判所の判断)

争点1-2 イ)著作権法30条1項の適用の可否

控訴人は複製行為の主体。控訴人は、営利を目的として、顧客である不特定多数の利用者に・・・複製を行っているのであるから、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」ということではない。また、控訴人は複製行為の主体・・・私的使用する者は利用者・・・、「その使用する者が複製する」ということはできない。

控訴人を利用者の「補助者」ないし「手足」と認めることはできない

「その使用する者が複製する」との限定を付すことによって・・・私的複製の過程に外部の者が介入することを排除し、私的複製の量を抑制する趣旨・目的 独立した複製代行業者として・・・複製をすることは、・・・複製の量が増大し、私的複製の量を抑制するとの同条項の趣旨・目的が損なわれ、著作権者が実質的な不利益を被るおそれがあるから、「その使用する者が複製する」との要件を充足しないと解すべきである。

30条1項の趣旨から判断し、



外部の者が介入する場合は不適用。

3-4. 高裁判決に対する意見

知財高裁判決のほうが事案適合的な論理を示している。

(30条1項について)「控訴審判決が用いた論法は、**・・私人の自由と著作権者の経済的な利益の衡量をなすものではあるが、より著作権者に経済的な不利益を与えないことという方向にシフト**」

「しかし、そのように理解された30条1項は、著作権者の權益を(ほとんど)害さない範囲でお目溢しが認められる例外的な空間を特定する条文に墮することになる。・・・利用者の自由という立派な利益を(も)保護する規定であるということになるから、ひとり権利者側の利益のみを強調する解釈態度が許されることにはならず・・・」

「30条1項の意義を発揮させるためには、**著作権者の權益のみを強調する本件知財高裁判決のような理解ではなく、主体的な私人の自己決定を対抗利益として掲げる理解を採用することが要請されよう**」

(北海道大学 田村善之教授) * 参考文献4

「複製の意思をもって」とは何か? 「手足」とは何か? 等、「主体論」「手足論」の要件・当てはめを丁寧にやっていないという意見もある。

自炊代行事件の判決について（小括）

1. 複製主体は自炊代行業者。その認定方法は、地裁ではロクラクⅡ最高裁判決の「枢要な行為」の考え方をういたが、高裁では「複製の意思をもって自ら複製行為を行う者」の認定で考えた。
2. 30条1項は不適用。30条1項の「その使用する者が複製する」適用には、趣旨・目的から、外部の者が介入しないことが要件。
3. 差止と損害賠償（弁護士費用相当額）請求認容

この判決は、原告にとっては、書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨を明確に示す意義があった。

一方、実際に経済的利益を害する立証もないのに（弁護士費用のみが損害）、自炊代行業者にとっては厳しい判断。

複製防止処置や許諾体制の整備等で解決できる事件ではなかったか？

4 自炊代行事件を取り巻く諸問題

自炊関係者の抱える問題

自炊
利用者

書籍電子
化ニーズ

自炊
代行業

適法なビジネス
形態は？

作家・マンガ家
(著作権者)

経済的な利益
裁断本の流通

出版社

出版不況
デジタル海賊版
電子書籍の出版権

電子機器(スキャ
ナー等)メーカー

補償金への拡大懸念

図書館

図書館蔵書デジタル化・
ネットワーク化

産業政策的観点

クラウド等の新ビジネスの萎縮

法上の論点

利用行為の主体

私的使用目的の複製

書籍の消尽

デジタルコンテンツ

海外制度との違い

米国フェアユーズ・欧州の補償金制度

海外における書籍電子化事件



5 自炊関係者の抱える問題 ①自炊利用者

書籍電子化のニーズ・メリット

本の置き場所を減らせる

たくさんの本を持ち運び可能・何時でも何処でも読める

本の検索、管理が簡単、分からない単語の検索がすぐできる、小さい文字でも拡大して読める等の利便性

日本の電子書籍化は進んでいない。

電子書籍店のサービスが終了すると買ったものが読めなくなる。

自分で書籍を裁断しスキャンするのは労力を要する

被告ドライバレッジの主張によると「顧客は、医者・弁護士等の専門家」。

★自炊代行のニーズは十分ある

5 自炊関係者の抱える問題 ②自炊サービス業者

自炊サービス業の態様

	自炊代行	レンタル自炊スペース1	レンタル自炊スペース2
	利用者の書籍		書籍の提供
	複製依頼	機材の提供＋自分で複製	
行為	<p>The diagram shows a purple person icon handing a blue book to a black person icon. An arrow points from the black person icon to a box labeled 'Cutter & Scanner' with the word '複製' (copy) above it.</p>	<p>The diagram shows a purple person icon with a blue book. An arrow points down to a box labeled 'Cutter & Scanner' with the word '複製' (copy) above it. The entire scene is enclosed in a rounded rectangle.</p>	<p>The diagram shows a purple person icon with a blue book. An arrow points down to a box labeled 'Scanner' with the word '複製' (copy) above it. A stack of orange papers is shown next to the scanner. The entire scene is enclosed in a rounded rectangle.</p>
判断	複製侵害	適法説もあるが、カラオケ法理適用？	貸与権侵害？ 占有移転がないので「貸与」ではなく適法？

★多くの自炊サービス業が違法の可能性あり。

5 自炊関係者の抱える問題

③作家・マンガ家（著作権者）

自炊代行事件の原告たちの発言(提訴時2011年12月の記者会見)

浅田次郎氏 「裁断された本、私はあれを正視に堪えない」

大沢在昌氏 「海賊版の電子書籍が大量に流通するきっかけとなりかねない」

永井豪氏 「大量に、一括してデジタル化する業者には疑問、質も落ちる・・・読めればいいという文化ではない」

そもそも電子書籍に反対する作家・マンガ家がいる。

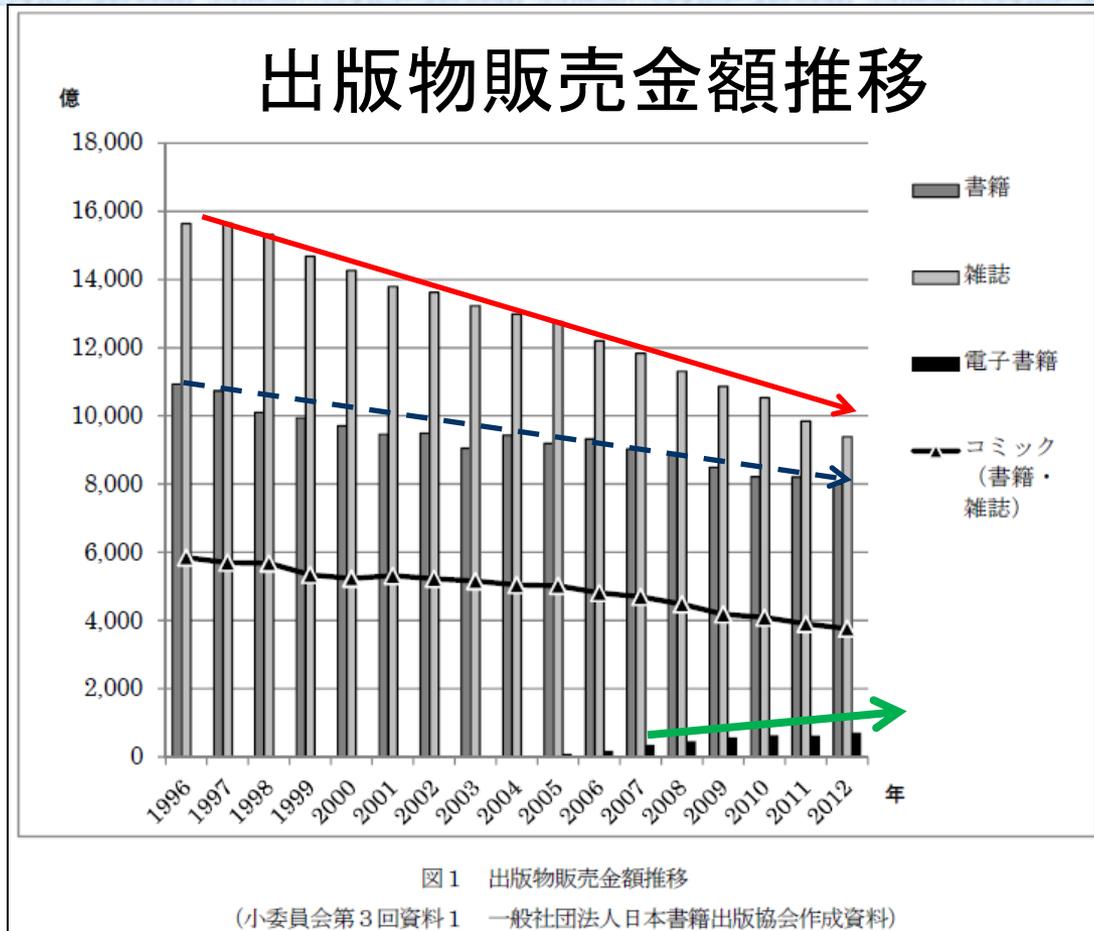
①電子書籍は複製が簡単のため、海賊版が出回るリスクがある。

②電子書籍の印税問題(「印税」は刷り部数契約が多い)



公式の電子書籍が少ないことが、かえって海賊版を誘発？

5 自炊関係者の抱える問題 ④出版社



【出版不況】

雑誌の売上減少
書籍の売上微減少
電子書籍は増加
(但し、電子書籍の80%
はコミック)

【原因】

少子化・活字離れ
消費税・景気低迷
インターネットやスマホ
から情報を得られる、
大量に新刊を出す等

出典：文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書 平成25年12月

5 自炊関係者の抱える問題 ④出版社

デジタル海賊版の問題

被害額(2011年) 270億円(うちマンガ224億円)

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめより

○オンライン・リーディング:サイトにアクセスすれば、そのまま漫画が閲覧できる。海外運営が多い。

○リーチサイト:アップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト 例:「はるか夢の址」

○スキャンレーション:勝手に各国語に翻訳して、漫画の翻訳版のように加工したもの

出版広報センターのサイトより<http://shuppankoho.jp/damage/index.html>

5 自炊関係者の抱える問題 ④出版社

出版社は、これまで、デジタル海賊版による著作権侵害に対抗する権利がなかった。

電子出版に関する著作権の創設（平成27年1月1日～施行）

著作権法 第79条 著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

- ① 文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと【インターネット送信による電子出版】

NEW

対象

紙媒体

+

電子媒体

インターネット配信

自炊代行業者のCD-ROM納品行為やインターネット配信行為に対し、差止請求が可能になった。

5 自炊関係者の抱える問題

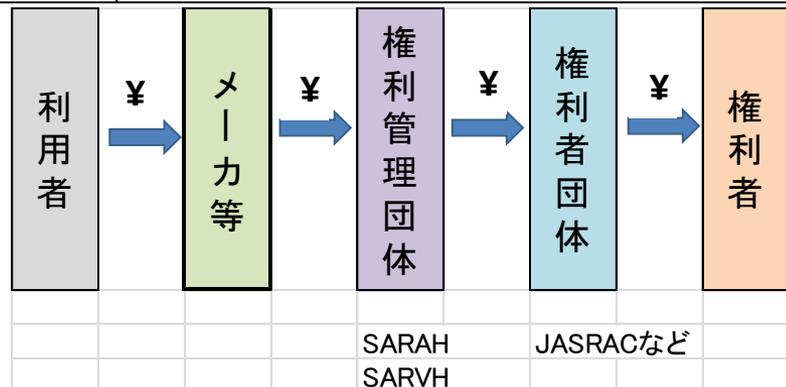
⑤ スキャナー(電子機器)メーカーへの影響

本人による自炊は適法(30条1項適用)。しかし補償金問題の懸念
現在の私的録音録画補償金の対象機器(著作権法施行令1条、1条の2)

		対象	補償の額
録音	機器	DATレコーダー、DCCLレコーダー、MDレコーダー CD-R方式レコーダー、CD-RW方式レコーダー	基準価格(カタログに表示された価格の65%)の2%。 ただし録音機能が1つの機器であれば上限は1000円、2つの機器であれば上限は1500円。
	記録媒体	上記機器に用いられるテープ、ディスク	基準価格(カタログに表示された価格の50%)の3%。
録画	機器	DVCR、D-VHS、MVdiscレコーダー、 DVD-R方式レコーダー、DVD-RW方式レコーダー、 DVD-RAM方式レコーダー、Blu-rayレコーダー	基準価格(カタログに表示された価格の65%)の1%。 ただし、録画機能が1つの機器であれば上限は1000円。
	記録媒体	上記機器に用いられるテープ、ディスク	基準価格(カタログに表示された価格の50%)の1%。

利用者は支払い義務
メーカーは協力義務(価格に上乘せ)

* 参考資料②⑤⑥

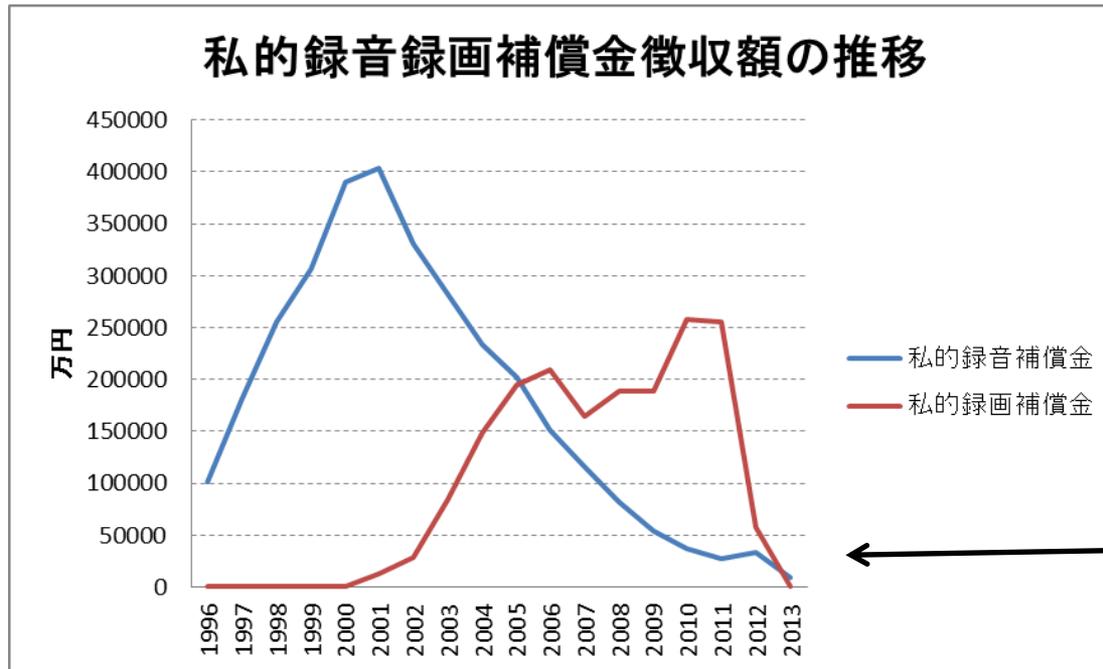


5 自炊関係者の抱える問題

⑤ スキャナー(電子機器)メーカーへの影響

知財高判平成23年12月22日 SARVH対東芝事件

アナログチューナ非搭載DVD録画機器(デジタル専用録画機)における私的録画補償金に関し、SARVH(私的録画補償金管理協会)が東芝を相手取って起こした訴訟。デジタル専用録画機は、補償金の対象となる「特定機器」に該当しないとした。



2011年

デジタル放送「ダビング10」採用で、アナログ放送のように録画・複製が無制限に行えなくなった。

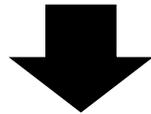
← 激減・機能停止

5 自炊関係者の抱える問題

⑤ スキャナー(電子機器)メーカーへの影響

本人による自炊は適法(30条1項適用)。

しかし、大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができないとして、著作権関連85団体による新たな補償制度創設に関する提言(2013/11)。私的複製に供される複製機能を持つ機器に対し、「新たな補償制度の創設」を主張。



- ① 補償の対象は私的複製に供与される複製機能: 機器と記録媒体を区別することなく私的複製に供与される複製機能を補償の対象
- ② 補償義務者は複製機能を提供する事業者: 利用者に複製機能を提供することで利益を上げている事業者等を補償義務者

5 自炊関係者の抱える問題

⑤ スキャナー(電子機器)メーカーへの影響

参考)ドイツの私的複製補償金制度

複製行為を行うために使用される機器・記憶媒体(広い)

例:コピー機、スキャナー等(PCやプリンターは訴訟中)

支払い義務はメーカーにある。

54条 報酬の義務

(1) 著作物の種類に照らし、その著作物が、第53条第1項から第3項までに基
づき複製されることが見込まれる場合には、著作物の著作者は、機器及び記
憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品
と結合して、そのような複製行為を行うために使用されるものの製造者に対し
て、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

訳:著作権情報センター『外国著作権法 ドイツ編(本山雅弘訳)』

背景:欧州には大手の電子機器メーカーが少ない(輸入が多い)

注)アメリカの補償金制度は私的録音のみ

主な参考文献

1. 池村聡「自炊代行事件(東京地判平成25・9・30、同平成25・10・30)における複製主体の判断について」NBL1015号4頁(2013年)
2. 田村善之「自炊代行業者と著作権侵害の成否」《WLJ判例コラム》第19号
3. 脇坂裕子「知っておきたい最新著作権判決例」パテント2014 Vol.67 No.9
4. 田村善之「自炊代行控訴審判決～著作権法30条(私的複製)の制限規定の趣旨解釈をめぐって～」《WLJ判例コラム》第40号
5. 大島義則「自炊代行サービスの複製権侵害の判断枠組み」Information Network Law Review Vol.13 No.1 (2014)
6. 横山久芳「自炊代行訴訟判決をめぐって」ジュリストFeb.2014 #1463